

教員養成セミナー 11月号  
動画講義

12カ月完成  
教職・一般教養  
パワーアップノート

◆第2回◆教育原理②－B  
I.特別支援教育の目指す方向性

講師：大西 圭介

# テーマ1

## 共生社会の実現に向けて

# テーマ1

## 共生社会

### 「共生社会」とは

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える**全員参加型の社会**である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

(中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」2012年7月23日)

# テーマ1

## インクルーシブ教育システム

### 「インクルーシブ教育システム」とは

人間の**多様性**の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から**排除**されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「**合理的配慮**」が提供される等が必要とされている。

（中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」2012年7月23日）

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく**インクルーシブ教育システム**の**理念**が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、**個別の教育的ニーズ**のある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で**教育的ニーズ**に最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある**「多様な学びの場」**を用意しておくことが必要である。

(中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」2012年7月23日)

## テーマ2

# 合理的配慮

## テーマ2

### 合理的配慮

#### 「合理的配慮」とは

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう

障害者の権利に関する条約第2条

## テーマ2

### 合理的配慮

# 学校における「合理的配慮」とは

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

(中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」2012年7月23日)